

太平洋戦争と横浜の外国人 敵産管理と敵国人抑留

小宮まゆみ

はじめに

国際貿易港横浜を抱える神奈川県には、幕末開港期に来日した生糸やお茶の貿易商にはじまり、宣教師や教育者、機械エンジニア、そして石油や自動車など欧米系企業の社員と、戦前から多くの外国人が住みついてきた。特に明治から大正期、横浜市中区の山下町から山手町付近の旧外国人居留地一帯は、古くに来日した貿易商を中心にした独特の外国人社会が形成されていた。コックや子守を雇い、外国人クラブでの社交や音楽会を楽しみ、テニスやクルージングに汗を流し、洋酒と炭酸水をたしなむ。そこには欧米の文化が根付き、まるで小さな外国のような様相を呈していた。横浜生まれの二世や三世もセントジョセフなどのインターナショナルスクールで欧米文化を身につけ、一方で横浜の街にとけ込んで、青い目のハマっ子として活躍していた。しかし大正末の関東大震災で横浜の外国人社会は大きな打撃を受け、昭和に入ると満州事変から日中戦争、太平洋戦争へと続いた戦争が、外国人社会を完全に崩壊させた。

アメリカ人、イギリス人など連合国側の外国人は、太平洋戦争勃発前に財産を封鎖され、開戦と共に「敵国人」の烙印を押された。男子はことごとく敵国人抑留所へ収容され、抑留を免れた家族も特高警察による厳重な監視下に置かれた。そして戦争の進行と共に女性や高齢者も抑留され、あるいは強制疎開をさせられた。従来知られることの少なかつた横浜在住外国人の戦時下の歴史を、史料と聞き取りに基づいて記してみたい。

一 外国人への監視強化と資産凍結

一九三七年日中戦争の勃発によって国際関係の緊張が高まると、内務省は防諜を名目に各県警察部を通じた外国人に対する監視取締りを強化し始めた。一九三九年三月一日内務省令「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」を制定し、外国人の入国に際しては警察官の査問を受ける、三〇日以上滞邦する場合は地方長官の滞邦許可が必要、六〇日以上滞邦する場合は所轄警察署長に居住届出をしなければならないなど、厳しい規定が設けられた。同年九月ドイツがポーランドに侵攻し第二次世界大戦が勃発すると、日本と対米英の関係はますます緊張し、一九四〇年七月以降アメリカは石油屑鉄などの輸出を許可制にし、航空機用ガソリンの輸出を禁止した。四〇年九月日本が北部仏印に進駐し、日独伊三国同盟条約を締結すると、一〇月アメリカ、イギリス両国は自国民の極東引揚を勧告した。この勧告に応じて、翌一九四一年七月までに、神奈川県内在住のイギリス人のうち一三二人、アメリカ人のうち一八八人計二五〇人が引揚げて行った(1)。

一九四一年四月からの日米交渉も成果をあげることなく、七月二五日ついにアメリカ合衆国は在米日本資産を凍結し、七月二六日イギリス、二七日オランダもこれに倣った。これに対抗して日本では七月二八日「外国人関係取引取締規則」を公布して貿易を停止した。さらにアメリカは八月一日対日石油輸出を全面禁止した。その結果米英蘭との貿易が停止し、英連邦のカナダ、オーストラリア、インド、南アフリカ、英領のマレー、蘭領のインドネシアとの貿易も停止した。これらの諸国との貿易は日本の全輸入額の七五パーセント

を占めており、石油に至ってはほぼ一〇〇パーセント依存していた。これらが完全に断たれることは、まさに日本経済にとって致命的であった。しかしアメリカ合衆国にとっては、一九四一年度上半期の日本との貿易は全輸出額のわずか3.3パーセント、輸入額の4.3パーセントを占めるに過ぎず、いまさら日本との貿易が出来なくなっても痛くも痒くもない(2)。むしろ資産凍結、貿易停止は横浜の貿易・金融・保険・製造などに携わる外国企業や個人を直撃した。

すでに在外日本人資産の凍結を牽制する措置として、四一年四月に「改正外国為替管理法」が公布され、日本から外国への送金はおろか外国人の預金引き出しすら制限を受けていた。そこへ七月二十八日「外国人関係取引取締規則」が公布されたわけだが、この法令は「資産凍結令」とも通称されるものである。指定外国人の財産取得または処分、事業の収益取得、動産不動産の取得または処分、通貨の受託、貸付金の回収、預け金の引き出し等はすべて禁止され、大蔵大臣の許可を得た場合のみ出来るとされた。外国人の経済活動を徹底的に抑える、まさに資産凍結である。ただし一ヶ月五〇〇円を限度とした通貨の自由使用と、生活費として一ヶ月一〇〇〇円までの預金引き出しは認められた。これは米国による日本資産凍結令において認められた、一ヶ月五〇〇ドルまでの支出の許可とほぼ見合うものとなっている(3)。

その結果長年外国金融機関として実績を誇ってきたチャータード銀行横浜支店は九月末をもって閉鎖した(4)。セール商会、フレザー商会、ウイトコスキー商会など、当時約六〇社あるといわれた横浜所在外国商社も間もなく全面撤退するしかなかった。八月から一〇月にかけて、日本郵船の龍田丸や氷川丸が、引揚げ外国人を乗せて横浜港を出航して行った。こうして一九四一年九月末に五〇〇人程度残っていた神奈川県在住の英米蘭など所謂「敵性外国人」は、日米開戦直前の一月末には三〇〇人程度に減少していった(5)。

しかし資産凍結、企業の閉鎖という状況にあつても、帰国を選ばない外国人もいた。横浜で長い間茶の輸出業を営ってきたチャールズ・バーナド氏は帰国しない理由を次のように述べている。「その理由として第一には私の所持しているわずかな財産を処分することができないし、たとえそれができたとしても、収入の唯一の源泉を収得することは許されないからです。また、第二の理由として私は現在八八歳になり、多少耳が遠くなり、当地で六〇年も生活してきた後で他国へ移民することは、当地に残留することによって経験することになること以上に、恐らく面倒なことになるだろうからです。」(6)

すでに「外国人関係取引取締規則」のため、資産を処分することも、持ち帰ることも出来なくなっていた。長年横浜に住み着き財産を築きあげた外国人にとって、事業や財産のすべてを残したまま帰国しなければならない、と言うのは過酷なことである。ましてバーナド氏のように日本人と結婚し子どもをもっている場合などはなお更であった。しかしこのバーナド氏も日本残留を選んだことで、最終的に敵国人として抑留されることになるうとは、当時予想していなかっただろう。

二・開戦と敵国人抑留の開始

内務省警保局外事課では各県警察部を通じて、開戦前から外国人の所在を確認し、抑留のための準備を進めていた。一九四一年一月八日太平洋戦争が開戦されると、全国一斉に「敵性外国人」は身柄を拘束され、「敵国人抑留所」への収容がおこなわれた。抑留対象

者は、開戦直前の四一年一月二十八日内務省警保局より発せられた通牒「外事関係非常措置に関する件」によれば（イ）敵国の軍籍にある者、（ロ）敵国人たる船員及び航空機の乗員又は其の資格ある者、（ハ）敵国人中一八歳以上四五歳までの男子、（ニ）特殊技能者（無電技師、軍需工場の技師等）、（ホ）検挙すべき者以外の外諜容疑者、とされた。この時点で全国に設けられた抑留所は三四箇所、抑留された外国人は計三四二名にのぼった。神奈川県では「神奈川県第一抑留所」とされた横浜市中区根岸の競馬場付属建物（競馬騎手の控え室）に五九名、神奈川県第二抑留所」とされた中区新山下町の横浜ヨットクラブに三四名、計九三名（英四七、米二四、ギリシャ一三、オランダ三、ノルウェー三、旧ロシア二、カナダ一）が抑留された（七）。九三名という抑留者数は全国最大で、抑留された外国人全体の四分の一以上が神奈川県で抑留されたことになる。

戸塚区に住み、工業用ダイヤモンドの輸入業を営んでいた東京生まれの英国人ウィリアム・デュア氏（当時五〇歳）は、一月八日の朝出勤した東京銀座の事務所で、その息子のシデンハム・デュア氏（当時二三歳）は登校した大学で、それぞれ特高警察により連行された。デュア父子は二日間ほど戸塚警察署に拘留された後、「神奈川県第二抑留所」とされた横浜ヨットクラブに抑留された。自宅には私服の警察官が来て、家中を家宅捜索していったという（八）。おなじ抑留所には、横浜育ちの外国人で貿易関係の仕事につくジョアキン、ジェラルド、ジョンのゴメス三兄弟、英字新聞ジャパン・アドバタイザー記者J・B・ハリス、フォード自動車部長ウィリアム・フェーゲン、洋酒輸入商のチャールズ・モスの各氏も連行されてきた。シデンハム・デュア、ジョン・ゴメス（当時二二歳）、J・B・ハリス（当時二六歳）の各氏は、横浜山手のセントジョセフインターナショナルスクール、で共に学んだ同窓生だった（九）。「神奈川県第一抑留所」のほうには、貿易商ジョージ・モス氏（チャールズ・モスの弟）、フォード自動車部長ウィリアム・ラフィン氏、セントジョセフインターナショナルスクールの米人教師5名、そしてA・ヒトポウラス氏など横浜港で拿捕された外国船のギリシャ人船員一名が含まれていた（一〇）。（表1内山の抑留者名簿参照）

またこれら抑留者とは別に、開戦と同時にスパイ容疑があるとされた外国人が警察と憲兵隊によって検挙された。横浜生まれで長く横浜の食料商・両替商として活躍してきたT・M・ラフィン氏（ウィリアム・ラフィンの兄）は、横浜港に停泊する船舶へ出入りしての食糧供給をスパイと疑われ、憲兵隊に検挙されてひどい虐待を受けた。五月末までに検挙者は合計で四〇名となり、敵国となった外国の領事や公館員計五五名も領事館内や箱根富士屋ホテルなどに抑留された。一方抑留を解除される高齢者などもあり、一九四二年五月末時点で神奈川県で抑留または検挙された外国人の合計は一七六名となった（一一）。県内在住の敵性外国人の半数以上が身柄を拘束されたわけである。逆に抑留を免れて自宅で暮らす敵性外国人はわずか一〇九名（米二三、英六〇、オランダ七、ベルギー五、ギリシャ一、ノルウェー五、ベネズエラ六、ブラジル一、ペルー一）となってしまった。この中には先のチャールズ・バーナード氏や、ウィリアム・デュア氏の次男エドワード・デュア氏（当時一三歳）も含まれている。男子三六名に対し、女子が七三名と圧倒的に多く、壮年男子が根こそぎ抑留された中、老人や子どもをかかえた女性たちが、警察の監視の下で不安な生活をしていたことが分かる（一二）。

神奈川県警では四二年七月から八月にかけて、各警察署管区ごとにこうした外国人世帯

に対する「在留敵国人実情調査」を実施し、その報告書を作成した。調査項目は、生活維持の方法、一ヶ月の生活費、財産の有無、外出の実情、通信の実情（検閲を実施）、来訪者の国籍氏名、など詳細に及び、スパイ容疑者として生活全般が監視されている様子が伺える。前記エドワード・デュア氏によると、自宅はしばしば特高警察の訪問を受け、母親は日記と家計簿をつけることを要求され、定期的にそれを特高に提出させられていたといふ³⁾。

三・敵産管理法

さて、太平洋戦争開戦時に敵国人とされた在日外国人は、どの程度の財産を保有していたのだろうか。これについては一九四一年五月以降大蔵省為替局総務課検査係が中心となり、各府県警察部及び管下の警察署を動員して、極秘裏に全国規模の財産調査が行われていた。その調査記録は四一年九月に「外国人ノ財産ニ関スル調査」全一七巻にまとめられた。調査要綱によれば、調査対象は「個人では教師、学生、外交官等並びに年収五〇〇〇円以下の者を除く」ということになっていた。しかしこれは建前であり、実際には外交官以外は可能な限り調査して記載する方針が取られた⁽¹⁴⁾。従って米国人の場合は調査された三六四名中七四パーセントに当たる二七〇名は年収五〇〇〇円以下に属していた。この調査の結果わかった敵性外国人の個人・法人の財産総額は三億二六八七万円余りである⁽¹⁵⁾。この調査結果を基礎資料に、在日外国人に対する所謂「敵産管理」が行われることになる。

太平洋戦争開戦に伴い、一月二二日いよいよ「敵産管理法」が制定施行された。この敵産管理の対象になった財産は、先の調査によつて判明した財産額に加え、開戦によつて接収された貿易滞貨や船舶、調査対象からはずされていた外交官関係の財産もすべて含んでおり、約四億五〇〇〇万円であった。敵産管理とは、敵国財産を没収ではないが終戦まで強制管理する制度である。政府が敵産管理人を選定し、売却等により管理しやすい現金や預金に変えた資産を管理させ、管理にかかる費用や敵産管理人に対する報酬は管理財産から支出させた。目的は日本の在外資産（英米に約九億円存在）に対する担保と、総力戦のための敵産の積極的利用であるとされた。敵産管理人には開戦時は友人知人などを指定することが出来たが、途中から横浜正金銀行、三菱信託銀行など限られた銀行に集約された。この敵産管理法にもとづいて、外国人の動産、不動産などの財産は売却され、最終的に横浜正金銀行の「特殊財産管理勘定」という特別な口座に入れられた⁽¹⁶⁾。この口座に集約された資金の「積極的利用」については、一九四二年三月制定、六月改正の「特殊財産管理勘定処理要綱」に基づいて、国債・地方債の買入、大蔵省預金部または銀行への預け金などとして運用することとされた。またごく一部は政府の指示に基づき、敵国人の生活困窮者に対する救済資金として日本赤十字社俘虜救恤部に貸し出された⁽¹⁷⁾。

敵産管理について、ある日本人市民はこのように感想を述べている。「戦争のはじまる一年も前から、外国人の財産がねらわれて、敵産ということばが生まれ、預金の封鎖というおどし文句がはやつたものです。（中略）残っていた敵産になるべきものも、日本人のある人にあずけたりして、再会を約して帰った人達も多かったのだが、戦後帰ってみれば、あの絨毯も焼けた、あの宝物もといわれれば、友情がたちきれるような思いがしたと語っていた老宣教師もいた。」⁽¹⁸⁾ 敵産として財産が凍結され、それを資金として国債が買

われ、結局戦争資金に当てられたわけであるから、「外国人の財産がねらわれて」という市井の感想は、真実を言い当てている。

財産が封鎖されたと言っても、一ヶ月五〇〇円を限度とした通貨の自由使用と、生活費として一ヶ月一〇〇〇円までの預金引き出しは認められているので、ある程度の資産を持つていけばすぐに困窮することは無かったと思われる。しかし資産の無い者は、勤務していた貿易商社や外国企業の撤退とともに職を失うと、ただちに生活に困窮してしまう。『外事月報』一九四二年一〇月分には、在日外国人のうち生活困窮者四九名に帝国政府の自発的道義に基づく救済措置として、七一五九円六〇銭の救済金を支給したという記事がある。その中には神奈川第一抑留所へ抑留された、ヒュー・ウオーカー氏の家族タマ・ウオーカー氏など五名へ五〇〇円を支給したという記述もある。しかしこの救済金の資金も、元はと言えば敵産管理法に基づいて横浜正金銀行へ集約された外国人の資産であったのだろう。敵産管理の対象となつて封鎖され預金や、売却された不動産代金は「特殊財産管理勘定」という口座に入れられたが、その中から戦争中に生活費として引き出されたり、管理者の報酬として差し引かれたりした残金が「特殊財産管理勘定残高」である。これは横浜正金銀行が戦後閉鎖機関に指定された後は、日本銀行に引き継がれた。終戦後の一九四五年九月二六日現在の特殊財産管理勘定残高表には、計一六九六件の個人や法人が記載され、その合計金額は三億八五七万円余りになっている(19)。例えば後述の七沢抑留所に抑留された英国人ジョージ・ラッセル氏の場合は、開戦前の四一年九月にまとめられた「外国人ノ財産ニ関スル調査」では一三万三八六〇円の資産が記載されているが(20)、終戦後の特殊財産管理勘定残高はわずか九二九四円になっている(21)。敵国財産の「積極的利用」という名目で、没収同然の処理がおこなわれたことも可能性として考えられる。

四 抑留の拡大と厚木市七沢の抑留所設置

戦争によって敵国となった国に取り残された形になった民間人の、相互の交換による帰国は、戦争中三回にわたつて出航した「交換船」によって実現した。「敵国人抑留所」に収容されていた外国人にも帰国の機会は与えられ、一九四二年六月の第一次日米交換船で神奈川内の抑留所から一三名、七月の日英交換船では一五名、計二八名が帰国した(22)。セントジョセフの教師は五名全員が帰国、フォード・スタンダード・ライジングサン社の社員は一四名中八名が帰国している。しかし貿易商関係と思われる一五名中では三名しか帰国していない。日本生れで日本人と結婚しているフェーゲン氏や、家族で抑留されたゴメス三兄弟、デュア親子、モス兄弟はいずれも残留を選んでいるのである。神奈川第一と第二抑留所で残留した外国人の一部は東京へ移され、その他は神奈川第一抑留所(根岸競馬場)へ統合された(23)。

一方一九四二年九月、防諜の徹底を名目に敵国人抑留の対象が拡大され、それまで抑留対象になつていなかった女性と高齢者のうち、「教師・宣教師・修道女・保母」が抑留されることになった。そのため全国で女性一二六名を含む一五二名が新たに抑留され、神奈川県でも横浜英和、横浜雙葉などミッシヨンスクールの女性宣教師や修道女が新たに抑留された。彼女たちは一時神奈川第二抑留所に収容された後、東京の警視庁抑留所(董家政女学院：現田園調布雙葉学園)に移された。また同年九月、カナダ人のカトリック修道士ら

が満州や長崎から交換船乗船のために横浜に集められた。ところが交換船派遣が中止になったために、彼らは神奈川第一抑留所に抑留された(24)。この時点で神奈川第一抑留所の抑留者は計五三名となった。そして一九四三年六月二十五日、防諜と空襲への備えとして、神奈川第一抑留所は北足柄村内山に移転した。デュア氏親子やモス兄弟は、家族との面会にも便利だった根岸競馬場から、御殿場線山北駅近くの北足柄村内山の暁星学園夏季施設(マリア会山荘)に移転した(25)。この時点での抑留外国人の名簿は、頁の表1のとおりである。そして一九四三年九月、懸案になっていた第二次日米交換船が出航し、全国から計七三名が帰国した。内山の神奈川第一抑留所からは熊本五高英語教師だったロバート・クラウダー氏など三名の米国人が帰国した(26)。

ところが、更に一九四三年一月、横浜の外国人に対しても新たな抑留拡大が行われた。そのきっかけとなったのは、同年九月二十九日に公布施行された、内務省令「外国人の旅行等に関する臨時措置令の一部改正」であった。もともと開戦直後の一九四一年一月九日に定められた「外国人の旅行等に関する臨時措置令」によって、外国人の指定地域への立入り、居住と、都道府県外への旅行は禁止されていた。四三年九月の改正で、指定地域は開戦時より大幅に拡大され、三浦半島、横浜市の高地・臨海地帯、横須賀軍港、横浜全港域、木更津方面、軍関係工場地帯の展望可能な地域とされた。またそれまでは指定地域内でも、すでに居住中の外国人については、許可出願をすれば居住が許されていたものが、改正によって現に居住中の外国人も全員地域外に退去させることになったのである。この地域に居住している外国人は、ドイツ・イタリアなどの同盟国人、スイス・スウェーデンなどの中立国人、そしてアメリカ・イギリスなどの敵国人と、合計二六カ国の五〇八世帯、一二二七人にも及んだ。移転の際の費用は日本側が負担し、外国人たちの移転先には箱根や軽井沢が選ばれることが多かったが、基本的には各世帯自由だった。

しかし敵国人に対してだけは、監視のために集団居住をさせるものとし、移転先を指定し、生活費も日本側で負担したのである(27)。すでに敵国民間人のうち、壮年男性と、高齢者や女性を含む教師・宣教師・修道女・保母は抑留の対象となっており、残っているのは無職の老人か、家庭婦人か、子どもである。そこにまで新たに抑留の手が伸ばされたのである。彼らを抑留するために厚木市七沢温泉の旅館に、民間人抑留所が設置された。これについて『外事月報』では「敵国人抑留所」とは記していないが、実態として抑留所に他ならない。

一九四三年一月七日横浜市の中心部から抑留所へ移転させられた人々は、英一三、米四、蘭一、ノルウェー一、蘭英一の二〇世帯で、移転先は愛甲郡玉川村(現・厚木市)七沢二〇七六 旅館 福元館と玉川館である(二八)。玉川館に残された記録「営業統計簿」にも、先代のご主人山本鈞二氏の手により「S18・12・7 敵国婦女子ノ収容所トナル」という記載がある(29)。

収容された外国人の氏名については『外事月報』一九四三年一月分と一九四四年八月分に記載された外国人の移転先一覧表により、英八、米三、ギリシヤ一人の計一二世帯については明らかにする。また終戦時のものとして、厚木の抑留所が移転した先の秋田県平鹿郡館合の外国人抑留所の名簿がGHQ資料の中に存在する(30)。この名簿で外事月報の記載を補うと、一八世帯二八名が明らかに(表2参照)。女子と高齢者そして幼児ばかりで、玉川館の営業統計簿に見られる「敵国婦女子の収容所」という名称はその特徴を

よく表している。それまで抑留を免れていた茶商のチャールズ・バーナード氏は、ついにここに至って九一歳の老体を抑留されることになった。父親ヒュー・ウォーカー氏が神奈川県第一抑留所抑留され、困窮していたウォーカー家の夫人や子どもたち、開戦時憲兵隊に検挙されて虐待された実業家T・M・ラフィン氏の妹エレノア・ラフィン氏、拿捕船のギリシヤ人船員として第一抑留所に抑留されたヒトポウラス氏の夫人と子ども、資産家のラッセル夫妻もここに抑留された。(表2参照)その他にも名簿から分かる七沢抑留所の抑留者には、開戦時に抑留または検挙された壮年男性たちの家族と思われる人が多い。(表の備考欄に 印を付した) 例えば英国人女性リナー・サルター氏は開戦時神奈川県第一抑留所に抑留されたジョージ・サルター氏と、第二抑留所に抑留されたW・サルター氏(いずれも日英交換船で帰国)の妹であると思われる。アリスとルーシーのウッドラフ姉妹は、第一抑留所に抑留されたジョージ・ウッドラフ氏(表1参照)の妹である。ラッセル夫妻は第一抑留所に抑留されていたM・D・ラッセル氏(日英交換船で帰国)の両親ではないだろうか。オランダ人ドンカーカーチス姉妹は第一抑留所に抑留されたヘルマン・ドンカーカーチス氏(表1参照)の姉である。アメリカ人のマイアース姉妹は、開戦時アメリカ領事私邸(横浜市中区山手二三四番)内に軟禁された京城領事館書記ウィリアム・R・マイアース氏(第一次日米交換船で帰国)の妹ではないだろうか。アリス・キルドイル氏は、開戦時警察に検挙された東洋パブコック社員デニス・キルドイル氏(第一次日米交換船で帰国)の妻である(31)。七沢に抑留されたことがわかる外国人二十八人中の一九人までが、開戦時に敵国人として抑留、またはスパイ容疑で検挙された男性の、妻や妹、年老いた両親と思われる人たちなのである。

ただしこの時期にすべての敵性外国人が全員抑留所に入れられたというわけではない。箱根や軽井沢に戦争を避けて、終戦までを過ごした外国人の例もある(32)。前述のエドワード・デュア氏母子は大船に近い戸塚区のはずれに住んでいたために、移転抑留を免れている。七沢の抑留者が、交換船で帰国もせず日本にとどまったのは、高齢や幼児を抱え長旅に耐えられない、自身が混血で日本人の親を残して行けないなど、それぞれに理由があったのだろう。しかし抑留や収監された者の家族であり、しかも戦争中横浜市中心部の自宅にとどまり続けたというのは、警察当局から見れば、スパイ防止上最も厳しく監視する必要がある対象だったのだろう。

五・七沢での抑留生活

彼らの七沢温泉での生活はどのようなものだったのだろうか。福元館の女将古根村喜代子さん、義妹の鮑子あびこ和歌子さんからの聞き取りによると、イギリス人のラッセル夫妻は、すでに仕事は引退していた人で、離れに日本人の奥さんと二人で住んだ。近所の杉山さんという人が女中さんとしてお世話をしていた。バーナードさんはかなりの歳で、ほとんどベッドに寝ている状態だった。外国人は捕虜として預かったもので、警察官(村の駐在)が時々見に来た。しかし外国人たちの行動は割合自由で、近くを散歩したり商店に買い物に出かけることもあった。食事は廊下にコンロを置いて、外国人が自分たちで煮炊きをしていた。宿の料金は毎月玉川館の主人と福元館の主人と一緒に横浜の県庁までに取りに行

った」ということだった(33)。また玉川館の主人山本淳一さんによると、「アメリカ人女性のキリドールさんと子ども、他に一組外国人がいた。近所の佐藤忠治さんが、外国人を気の毒に思い、裏山の道を通って目立たないように何度も野菜を持ってきてくれた、佐藤さんのことは戦後新聞にも出た」ということだった(34)。その新聞記事には次のように記されている。

「忘れられぬあの握り飯 海超えた愛情の交換 かつての抑留者米婦人から感謝文

話は戦争中にさかのぼる、愛甲郡の山中の温泉宿に厳重な監視をうけて幽閉されていた第三国人婦女子組二十名中の一人の米婦人に対し牛乳や握り飯など人目にふれぬよう一年にわたって給与を続け、栄養を保たせた一農夫一家があった。(中略)佐藤さんは外国婦女子が抑留中近所の人々の敵視する目を忍んであらゆる迫害をしりぞけ、毎日のようにわが家にアリスキルロイド夫人と英国人ベラ夫人とを招いて牛乳や時には握り飯を贈り、また寒さに泣く両夫人に、暗夜そつと木炭を抑留所(休業中の温泉宿)に持参するなど、敵国人の観念を捨てて黙々とつづけていた(後略) 神奈川新聞 昭和二十六年五月二〇日

「愛情 和田隆三

戦争中外国の婦女子二十人ほどが私たちの村内にある七澤温泉旅館に隔離収容されていた。なにしろ“総力戦”の叫ばれている最中のことではあり、敵国人に同情を寄せるようすでもあれば、たちまちスパイ扱いにされるので、大人はもちろん、小さな子供でさえこれらの外国人を白い目でみていたものである。戦前はいずれも相当な生活をしてきた人たちらしかつたので古ぼけた日本座敷にナシ箱を椅子代りとし、大豆入り七分搗米の配給で飢をしのぎながら、毎日山と川ばかりの地域内で暮すのは相当苦痛だったに違いない。……(後略)『読売新聞』昭和二十六年五月一九日の記事

以上の新聞記事から、七沢抑留所での外国人たちの厳しい生活ぶり、それを支援した一農夫佐藤忠治さんとの交流が浮かび上がる。

厚木市七沢に抑留された女性や子ども高齢者たちは、先に述べたように開戦後も帰国せず横浜山手の旧外国人居留地一帯に住居を構えていた人たちである。開港以来横浜の外国人社会で中心的な役割を果たしてきた人物や、その二世であった場合もある。彼らに取って、財産を封鎖され、住み慣れた横浜中心部から辺鄙な田舎で監視されての生活は耐えがたかったのではないだろうか。その結果悲劇的な事件も起こった。

七沢の抑留者エレノア・ラフィン氏は、現在横浜山手の洋館群として一般公開され、人気の高い山手エニ番館の建て主である商社・食品会社社長T・M・ラフィン氏の娘であった。トーマス・メルビル・ラフィン氏は一八八五(明治一八)年頃来日してT・M・ラフィン商会を起こし、横浜港に入港する船舶に食料や物資を供給するシップチャンドラー(Shipping handler)、両替商などとして活躍した。ラフィン炭酸と名づけた清涼飲料水の製造販売会社も成功した。草創期から横浜ヨットクラブの会員になり、大型ヨットマリーを建造して商売の発展とともに横浜のヨット界の中心となった人物である。ラフィン家の長男ジョン・ラフィン氏もヨット界では著名で、彼の設計したヨットはラフィンのLをとってLクラスと呼ばれるようになり、横浜ヨットクラブの制式艇に採用された(35)。次男のトーマス・M・ラフィン(二世)氏は関東大震災時には横浜港内で被災したフランス船「アンドレ・ルボン」号を小型ランチで牽引し火災から救い、フランス政府からレジオン・ド・ヌール勲章を授けられた。(36)しかし開戦時には前述のようにスパイ容

疑で憲兵隊に拘留され虐待を受けている。三男のウィリアム・A・ラフィン氏はフォード自動車サーピス部の部長だったが、開戦時抑留され、兄トーマス・ラフィン氏と共に第一次日米交換船でアメリカへ帰った(37)。ラフィン家の長女のメアリー・ラフィン氏はアメリカ人モテイマー・クック氏と結婚して横浜山手二七番の洋館エリスマン邸に住んだ。戦争中は母親ミヨ、妹ミルドレッドと共に、箱根の別荘に暮らした。(38)。そして娘の一人エレノアだけが山手二〇番のラフィン家の地所に居住を続けて、四三年一月七沢に抑留されたのである。彼女については、中西道子「エリスマン邸に住んでいた人々」(『わたしの横浜』)に次のように記されている(39)。

「一九四四年五人の姉妹中最もしとやかで優しいとの評判のエレノアは、七沢の抑留所から歯科医者に行くと言可をもらって出たまま帰らなかった。通常でない車線を選び駅から飛び込み自殺をしたのである。」エレノア・ラフィンの名前は一九四四年八月の七沢抑留所の名簿には掲載されているので、自殺は一九四四年八月以降と思われるが、詳しいことは調査出来ない(40)。しかし戦前山手の外国人社会の中でも著名なラフィン家の裕福な暮らしから、一転して神経の休まることのない耐乏生活のなかで、自ら命を断ったエレノアは、まさに抑留の犠牲者と言えるだろう。

七沢の抑留所に収容されていた外国人には、ラフィン家と同じように開港期から横浜の外国人社会で重要な働きをしてきた人物が多い。最高齢者バーナード氏は開港期から横浜で茶商として活躍してきた。一八七五(明治八)年来日し、居留地二〇番にバーナード商会を設立。静岡に専属の茶園も経営した。画家チャールズ・ワーグマンとも親交が深く、株主であったジャパンブルワリー社のビール瓶のラベルに、現在もキリンビールのラベルになっているキリンのマークをデザインした。ウッドラフ姉妹の父は明治初年から居留地の外国人の生活に欠かせない食肉業を営んだ英国人F・G・ウッドラフである。山手二六番に店を開き、居留地の多くの住民と顔なじみであった(41)。ドンカーカーチス姉妹は、幕末に長崎出島に赴任してきた最後の商館長ドンケルクルチウスの子孫である(42)。キリドール夫人の夫デニス・キリドール氏は、一八八一年堀川通りに鉄工所クリーク・サイド・エンジン・ワークスを設立し、横浜の鉄工業発展に貢献したエドワード・キリドール氏(43)の息子である。いずれも戦争さえなかったら、外国人社会の名士として穏やかに暮らせた人たちである。

六・戦争末期の状況

開戦時から横浜の外国人男性を抑留してきた神奈川第一抑留所では、一九四四年一月から四五年の終戦までの期間に、食料不足が深刻になり、高齢者を中心に抑留者四九名中五名の死亡者が出ている(44)。一方高齢者や女性が抑留された七沢の抑留所は、一九四五年五月三〇日、秋田県雄物川町へと移転させられた。玉川館の「営業統計簿」には一九四五年五月三〇日付で「外人秋田へ転入」の記載がある。三月一〇日の東京大空襲以後、疎開の必要性はますます大きくなっていったが、外国人たちの移転は単純な疎開ではなかった。彼らが七沢温泉を出発するのと入れ替わりに、本土決戦部隊が七沢にやって来たのである。「営業統計簿」六月一〇日には、「断部隊ノ将校宿舍トナル」という記載もある。断部隊とは、予想されていた米軍の「相模湾上陸作戦」に対抗して配備された、本土決戦部隊である陸軍第五三軍のことである。近隣の玉川国民学校には五月三一日から断部隊の軍

司令部が設置され、福元館の隣りの中屋旅館は、断部隊司令官赤柴八重蔵中将の宿舍となつた(45)。七沢の外国人抑留所の秋田への移転は、本土決戦が実際に行われることを想定して、出来るだけ外国人を予定戦場から遠ざける意味があつたのであろう。しかし横浜の外国人にとって、七沢は丹沢のふもとの静かな田舎とはいえず、神奈川県内である。そこから遠い秋田への移動は不安を掻き立てるものだつたに違いない。七沢の抑留者の秋田への移転は、五月二〇日頃には内山の抑留所に情報として伝えられていたらしく、内山に抑留されていたシデンハム・デュア氏の「抑留日記」によると、内山の抑留者も佐渡にやられるという風説が流れたとある。また秋田への出発を前に五月二三日、七沢の抑留所のタヅコ・ウオーカー氏とエカテリナ・ヒトポウラス氏が夫ヒュー・ウオーカー氏、アリストメンズ・ヒトポウラス氏に会いに、内山の神奈川第一抑留所に最期の面会に訪れたことが記されている(46)。

G H Q資料によれば、七沢の抑留者が秋田県平鹿郡館合村薄井五二に到着し、抑留所が開設されたのは六月一日である。(平鹿郡館合村は現在は横浜市雄物川町となっている。)その後終戦後の九月八日まで約三ヶ月の期間ここが外国人女子抑留所となつた。なぜ秋田県が移転先に選ばれたのか現在のところ判然としないが、本土決戦を想定していた軍の意向で、より空襲の危険が少なく本土決戦の戦場から遠いところが選ばれたのではないだろうか。

秋田での生活についてはG H Q資料に、イギリス人のアリス・ウッドラフとその妹ルーシー・ウッドラフに、抑留所の待遇などの聞き取りを行なつた答えが記載されている。おおむね次のような内容である。

1. 秋田県館合の民間人抑留所にいた間、待遇は良く、幸福だつた。
2. 行動の自由もかなり認められていた。
3. 食事は十分というわけではないが、飢餓状態ということはなかつた。
4. 虐待はなかつた。(47)

七沢抑留所と比べての待遇がどうだつたのかはよく分からないが、首都圏から遠いだけにのんびりしていたのかもしれない。しかし食糧事情は秋田でもそれほど好転はしていないようである。

抑留所となつた建物は、館合産業組合(現在の館合農業組合の前身)の建物であつたが、現在は残っていない。(48)地元で敵国人抑留所のことを研究している横浜市史近・現代部会専門委員塩田康之氏の聞き取り調査によると、産業組合の建物は一九二四年に建てられたもので、その後館合の駅ができてその近くに産業組合が移転したため、当時は使っていなかつた。一階は事務所だつたが、二階部分を大工を入れて一〇部屋ほどの小部屋に区切つて外国人を収容した。抑留所開設前には、近所の世帯主を集めて説明会を行つた。建物の周りには高い塀をめぐらして、中にはカーテンをめぐらし、内部が見えないようにした。また建物の外に、厨房にする小屋を作り、食事作りには横浜市から洋食のコックが通つた。住民の中に外国人に対する悪感情はなく、きゅうりや野菜を届ける人もいた。高齢の男性と女の子がここで亡くなつたらしい。終戦後は外国人は外を散歩したり、近所の農家のお宅に上がつてお茶を飲んだりした。野菜や卵を上げると、お返しに缶詰やチョコレートをくれた。帰る時には警防団が荷造りを手伝い、駅まで荷物を運んであげた人もいた。彼らがアメリカ占領軍によって秋田を出発し横浜に帰つたのは、G H Q資料によると九月

八日のことである。

内山の抑留所でも終戦とともに抑留外国人はそれぞれ荷物をまとめ、自宅のあるものは家へ帰っていった。デュア氏父子が松田警察署差し回しのトラックに荷物を載せて戸塚区の自宅に戻ったのは九月九日のことだった(49)。しかし空襲で家を焼かれた人、敵産として売却されてしまった人もいた。彼らの戦後は財産の返還と補償請求から始まった。

おわりに

戦後の連合国外国人に対する財産の補償については、戦後大蔵省がまとめた『第二次大戦における連合国軍財産処理(戦後篇)』(50)に記載がある。ラフィン家では一九五一年一月二六日公布・施行の「連合国財産補償法」にもとづきジョン・メアリー、ミルドレッドの各氏が財産補償要求をしている。三氏の請求の合計額は九七七〇万三九四三円にのぼるが、それに対して補償額は一四三三万四八六円であった。資産のうち補償されたのは請求の一五〇程度である。ジョージ・ラッセル氏の場合は三九四二万四七〇五円の請求に対し、補償額は四一八万八〇七二円と、請求額のわずか一割強に過ぎない(51)。戦後メアリー・ラフィン氏と妹のミルドレッド・ラフィン氏はエリスマン邸が老朽化して取り壊されるまで暮らし、晩年はホテル暮らしだったという。T・M・ラフィン商会やラフィン炭酸が復活することもなかった。ラフィン家ほどの財産がない外国人には、特殊財産管理勘定に繰り入れられた財産の補償を受けることが出来なかった者もいるのではないだろうか。戦後再来日した外国人に関して次のような証言もある。「一番じめであったのは、長年日本の為に尽した外人たちが、自己の貯金、一万、二万という金をあかるみに出されて、封鎖され、戦後帰って来て、さて封鎖された銀行に行けば、名称もかわっているし、それをさがす丈の暇もないというわけで、さっぱり心が通ぜず、おまけにポンドは百倍の価値になっているし、全く浮浪者のように、夜半町をブラブラするものまで出たような始末だ。」(52)

連合国は戦勝国であることから日本国内で敵産管理に付された財産に関しては十分かどうかは疑問だが、当時の日本の国力に見合う程度には補償が行われた。(53)しかし抑留についての補償は行われていない。また海外の領土や占領地で行われた敵産管理についての補償は全く行われていない。

神奈川県で抑留された外国人の多くは国際都市横浜に長年根を張って横浜の発展を支えてきた人たちであった。産業経済や文化の面で貢献した、恩人と言ってもよいかもしれない。そうした身近な隣人の戦時下の苦難を、私たちは忘れてはならないと思う。また現在横浜には六万数千人の外国人が住んで働いている。更に国際化の進んだ現在、戦争に伴って行われた敵産管理や敵国人抑留を解明することは、単に過去の歴史であるだけでなく、多文化共生の現代社会を考える上でも重要な問題提起ではないだろうか。

注

(1) 東海林静男「太平洋戦争下における外国人の動向」『横浜市史 第一巻(下)』一九九六 九七三頁

(2) 『第二次大戦における 連合国財産処理(戦時篇)』大蔵省一九六六 五七頁 なお資産凍結に関する記述の多くはこの文献によった。

- (3) 注(2) 文献八九頁
- (4) 松信太助編『横浜近代史総合年表』有隣堂一九八九 五五八頁
- (5) 神奈川県外事部「在留外国人国籍別人口並移動出国許可表 昭和十六年十一月末現在」国立公文書館所蔵史料
- (6) イギリス政府に提出された、引揚げ船安徽号を利用しない者の回答書 注(1) 東海林論文の九七九頁より引用
- (7) 『外事月報』一九四一年一月分 なお内務省警保局外事課より発行された『外事月報』は敵国人抑留について体系的に記述した記録である。一九九四年不二出版より復刻出版されている。
- (8) 二〇〇六年一月五日、抑留されたウィリアム・デュア氏の子息で、シデンハム・デュア氏の弟に当たるエドワード・デュア氏(一九二八年生まれ)からお話しを聞く機会を得た。その時の聞き取りによる。
- (9) J・B・ハリス『ぼくは日本兵だった』一九八六 七一頁、また注(8)の聞き取りによる。
- (10) 神奈川県第一と第二抑留所の抑留者名簿については、神奈川県外事部「大東亜戦争勃発二伴フ外事非常措置情況」一九四二年五月 早稲田大学マイク口資料室所蔵史料による。
- (11) 『外事月報』一九四二年五月分と、注(10)「大東亜戦争勃発二伴フ外事非常措置情況」による。
- (12) 注(10)「大東亜戦争勃発二伴フ外事非常措置情況」による。
- (13) 注(8)聞き取りによる。なおこのデュア氏の家族の報告書は、注(1)東海林論文一〇〇六頁に引用されている。
- (14) 注(2)文献一一三頁 ただし調査対象になった敵性外国人は日本に資産を持つ外国人に限定され、インドを含む英・米・蘭の三カ国だけだった。敵産管理もその目的から、この三カ国に限定して行われ、その点で宣戦布告をして敵国となった国すべてを対象として行われた敵国人抑留とは異なる。
- (15) 注(2)文献一三七頁
- (16) 注(2)文献一八〇〜一八八頁
- (17) 注(2)文献四三三〜四四八頁
- (18) 八代斌助「敵産という悪鬼」『神戸聖ミカエル教会百年史物語』一九八一聖ミカエル教会発行
- (19) 注(2)文献四四九〜五一六頁
- (20) 注(2)文献三一八頁
- (21) 注(2)文献四九九頁
- (22) 交換船で帰国した外国人の名簿は、『外事月報』一九四二年六月分、七月分、一九四三年九月分に記載されている。
- (23) 『外事月報』一九四二年六月分
- (24) 『外事月報』一九四二年一〇月分
- (25) 『外事月報』一九四三年六月分
- (26) 『外事月報』一九四三年九月分

- (27) 『外事月報』一九四三年一月分
- (28) 『外事月報』一九四三年二月分
- (29) この「営業統計簿」は玉川館第三代目主人山本鈞二氏(一九一八年生まれ 故人)が戦前から付けていた宿の収支などの記録である。
- (30) 国会図書館憲政資料室に所蔵されている一九四六年作成の「法務局調査報告書」四一五号資料である。「外国人集団生活者名簿」という表題がついており、「場所 秋田県平鹿郡館合村薄井五二 館合産業組合内、抑留月日 昭和二〇年六月一日(神奈川県より転入)、 退去月日 同年九月八日、 行先地 神奈川県」と記載されており、七沢温泉から秋田に移転した抑留者の終戦時の名簿と思われる。
- (31) マイアース、キリドイル各氏については注「大東亜戦争勃発二伴フ外事警察非常措置情況」による。
- (32) 日英混血でイギリス国籍だったオウエン・ガントレットは母親のガントレット・恒子が保護するということで軽井沢で生活することを許された。(オウエンの孫ガントレット・彩子氏の御教示による) またラフィン家の長女メアリー・クック(抑留されたエレノアの姉)も、後述するように箱根の別荘で母ミヨとともに暮らしていた。
- (33) 二〇〇三年三月二十八日、福元館女将古根村喜代子さん(一九二七年生まれ)のお話を聞いた。古根村さんは昭和二三年福元館に嫁いできたということだが、当時福元館にいた義妹の鮎子和歌子さん(一九二九年生まれ)に電話で尋ねながら、色々話してくれた。また二〇〇五年一月一五日古根村喜代子さんと鮎子和歌子さんに再度お話しを聞いた。
- (34) 二〇〇四年一月三日、玉川館主人山本淳一さん(一九四三年生まれ)のお話を聞いた。山本さんは当時まだ幼かったが、宿に外国人が居たことはうつつらと記憶にあるということだった。また宿の営業統計簿に記された外国人収容所の記録を抜き書きしておいてくれた。
- (35) 白崎謙太郎『日本ヨット史』一九八八
- (36) O・M・プール『古き横浜の壊滅』一九七六有隣堂 一六五頁
- (37) 『The Marauders』Charlton Ogburn 一〇〇一によると、その後ウィリアム・ラフィンがアメリカ軍に志願して日系人部隊の情報将校として大尉となった。しかし一九四四年五月一八日、インパール作戦中激戦地となったビルマのミートキーナ上空を偵察機で調査中、日本軍ゼロ戦の襲撃を受けて撃墜され戦死した。
- (38) 三菱信託銀行の志立託爾氏の御教示による。また国立公文書館所蔵資料「昭和二十年八月二十五日現在 在留外国人名簿 神奈川県」によると、箱根仙石原在住の米国人としてエム・ラフィン三九歳女と同居所にエムエム・クック五四歳女という記載がある。メアリー・クックと妹ミルドレッド・ラフィンであろう。
- (39) 中西道子「エリスマン邸に住んでいた人々」『わたしの横浜』横浜学連絡会議編 2001
- (40) 二〇〇五年三月一日三菱信託銀行の志立託爾氏(一九二七年生まれ)にラフィン家についてお話を聞く機会を得たが、志立氏は戦後の入社で、ラフィン家の財産管理を行ったのは先輩の友石進氏であり、詳しいことは知らないという事だった。ただ戦後七沢温泉に外国人の遺品の調査に行ったことがあり、行李に本と衣類が少し入っていた

が、あれはエレノオラ・ラフィンの物だったのではないだろうか」と話してくれた。なお、エレノラ・ラフィンの自殺については当時福元館にいた鮑子和歌子さんも、戦後玉川館主人となった山本淳一さんも、そのような話は聞いたことが無いということだった。

(41) 生出恵哉『横浜山手外人墓地』一九八四 暁印書館 バーナード氏については一〇八頁、ウッドラフ氏については一三二頁。

(42) 注(8) エドワード・デュア氏の御教示による。

(43) 横浜山手外国人墓地資料館展示による。

(44) 小宮まゆみ「神奈川第一『敵国人』抑留所」『小田原地方史研究二〇号』1997

(45) 『戦争と民衆』第五一号 二〇〇三年八月一五日 戦時下の小田原地方を記録する会

(46) 内山に抑留されていたシデンハム・デュア氏は、一九四四年一〇月二二日から終戦まで毎日英語と日本語一日交替で日記をつけていた。その日記の一部をエドワード・デュア氏から見せていただいた。

(47) 注(30)と同じGHQ資料による。

(48) 二〇〇五年三月二七日から二九日秋田県を訪れ、敵国人抑留所の調査をおこなった。塩田康之氏や地元の方々から聞き取りを行った。

(49) 注(46)の「抑留日記」による。

(50) 『第二次大戦における 連合国財産処理(戦後篇)』大蔵省一九六六

(51) 『第二次大戦における 連合国財産処理(資料篇)』大蔵省一九六六 三四七〜三九二頁

(52) 注(18)「敵産という悪鬼」

(53) 『第二次大戦における 連合国財産処理(戦時篇)』二頁によると、日本政府がこのために支払った金額は二一九億三〇〇〇万円にのぼり、これは終戦処理費として支出された。

【表1】内山の神奈川第1抑留所抑留者名簿(1943年6月～45年8月)

	国籍	氏名	職業	年	前抑留所	その後の経過
1	米	ジョセフ・ウニ	前フォート社員	50	神奈川第1	終戦まで抑留
2	米	ゼームス・D・ミラー	アイザック商会	55	神奈川第1	終戦まで抑留
3	米	エドワード・パーク	ヘルム商会員	73	神奈川第1	45年8月死亡
4	米	ハリー・プライデン	フォート社員	62	神奈川第1	終戦まで抑留
5	米	フレッド・ゴールドデン	フォート守衛	71	神奈川第1	第2次交換船で帰国
6	米	ジョン・ミッドワール	無職	41	神奈川第1	終戦まで抑留
7	米	フランク・ジョー・ケーキ	音楽師	41	神奈川第1	45年7月死亡
8	英	ジョージ・ウィル・モス	貿易商	49	神奈川第1	終戦まで抑留
9	英	アルフレッド・シモイス	スタンダード社員	54	神奈川第1	終戦まで抑留
10	英	スタンレー・グリッグス	慶応大予科講師	41	神奈川第1	終戦まで抑留
11	英	ウィリアム・H・プレミー	ワーナー映画社員	24	神奈川第1	終戦まで抑留
12	英	H・C・レッパー	技師	49	神奈川第1	終戦まで抑留
13	英	ギルハム・ダコスタ	東洋バブコック社員	55	神奈川第1	終戦まで抑留
14	英	A・M・カーデュウ	ライジングサン社員	62	神奈川第1	45年1月死亡
15	英	アーネスト・ストラッド	セール商会主	42	神奈川第1	終戦まで抑留
16	英	ハリー・リチャードソン	無職	63	神奈川第1	終戦まで抑留
17	英	フレデリック・ダシルバー	アンドレスジョージ会社	40	神奈川第1	終戦まで抑留
18	英	エドワード・ダウン	弁天通橋本商店	38	神奈川第1	終戦まで抑留
19	英	D・L・アベ	ユナイテッドクラブ書記	58	神奈川第1	終戦まで抑留
20	英	ジョージ・ウッドラフ	ダウン商会	59	神奈川第1	終戦まで抑留
21	英	ヒュー・ウォーカー	無職	34	神奈川第1	終戦まで抑留
22	英	ジョージ・ピーテ	東京高等学校講師	25	神奈川第1	終戦まで抑留
23	ギリ	A・ヒポウラス	ヴァレンタイン号船員	32	神奈川第1	終戦まで抑留
24	蘭	H・ドンカカーチス	プロダクション会主	54	神奈川第1	43年8月解除
25	英	チャールズ・H・モス	洋酒商	54	神奈川第2	終戦まで抑留
26	英	ジョアキン・ゴメス	東神貿易商会員	33	神奈川第2	終戦まで抑留
27	英	ゼラルド・ゴメス	ウイトコスキー商会員	31	神奈川第2	終戦まで抑留
28	英	ジョン・ゴメス	学生	22	神奈川第2	終戦まで抑留
29	英	ウィリアム・Y・デュア	宝石商	50	神奈川第2	終戦まで抑留
30	英	シイデハム・Y・デュア	学生	23	神奈川第2	終戦まで抑留
31	英	ウィリアム・フェーゲン	元フォート社員	46	神奈川第2	終戦まで抑留
32	英	アラン・タイゼリッチ	商大講師	54	神奈川第2	終戦まで抑留
33	英	H・G・ブルール	商大予科講師	58	神奈川第2	44年7月死亡
34	ギリ	コンスタンチン・リスアニデー	輸入商	52	神奈川第2	終戦まで抑留
35	米	フランク・ステル・ブース	会社員	65	東京憲兵隊	終戦まで抑留
36	英	エリック・ステewartベル	教師	55	神奈川県警	終戦まで抑留
37	加	アーマレド・モリソン	宣教師	36	満州 神奈	終戦まで抑留
38	加	フェルナン・フィリオン	宣教師	36	長崎 神奈	終戦まで抑留
39	加	クロビス・ボイスパート	宣教師	36	満州 神奈	終戦まで抑留

40	加	ジョージ・ヴァランカート	宣教師	36	満州 神奈	終戦まで抑留
41	加	サルトー・ベランジェ	宣教師	32	満州 神奈	終戦まで抑留
42	加	ジョセフ・イウシーン・クリンチ	宣教師	50	満州 神奈	終戦まで抑留
43	加	アデロード・デスピアンス	宣教師	36	長崎 神奈	終戦まで抑留
44	加	エミリアン・ドーヴィル	宣教師	44	満州 神奈	終戦まで抑留
45	加	オスカー・フォーチン	宣教師	37	満州 神奈	終戦まで抑留
46	加	フェルナンド・ギルバルト	宣教師	30	満州 神奈	終戦まで抑留
47	加	エミリアン・ホード	宣教師	31	満州 神奈	終戦まで抑留
48	加	ポール・レマイヤ	宣教師	29	満州 神奈	終戦まで抑留
49	加	シャルル・プレボー	宣教師	47	長崎 神奈	終戦まで抑留
50	ギリ	ジョージ・アデス・ステープロス	会社員	44	42年10月神	終戦まで抑留
51	米	ロバート・H・クラウダー	教師	33	42年10月神	第2次交換船で帰国
52	米	ダニエル・ブルーク・マッキノン	教師	52	42年10月神	第2次交換船で帰国
53	無	ゼームス・B・エミリ	荷役係	54	42年10月神1	44年10月死亡

* 抑留者の国籍・氏名・職業・年齢は外交史料館所蔵の終戦時の抑留者名簿によった。

* 前抑留所とその後の経過は「大東亜戦争勃発に伴う外事非常措置情況」の抑留者名簿によって記載した。ただし37～49のカナダ人宣教師については『大正昭和カトリック教会史3』によった。

* 交換船帰国については、『外事月報』1943年年9月分によった。24 ドンカーカーチスについては『外事月報』1943年8月分によった。

* 3、7、14、33、53については外交史料館所蔵の「帝国権下敵国人収容所視察報告」とGHQ資料によった。

【表2】 厚木市七沢の敵国人抑留所抑留者名簿（1943年12月～45年5月）

	国籍	氏名	前住所	性別	年齢	備考
1	英	リナー・サルター	横浜市中区山手町 120	女	23	
2	英	タマ・ウォーカー	横浜市中区豆口台 57	女	60	2～6同一家族
3	英	タツコ・ウォーカー	同上	女	29	
4	英	ローター・ウォーカー	同上	女	5	
5	英	ロメイ・ウォーカー	同上	女	5	
6	英	ジェームス・ウォーカー	同上	男	6	
7	英	イザベラ・スプリンゲット	横浜市中区豆口台 69	女	44	
8	英	ゼン・ウォーカー	横浜市中区瀧ノ上 61	女	57	2～6と同姓
9	英	チャールズ・バーナード	横浜市中区大里町 76	男	93	9、10夫婦
10	英	チヨ・バーナード	同上	女	53	
11	英	アリス・ウッドラフ	横浜市中区山手町 26	女	56	11、12姉妹
12	英	ルシー・ウッドラフ	同上	女	45	
13	英	ジョージ・ラッセル	横浜市中区本牧町 3-731	男	64	13、14夫婦
14	英	ミヨ・ラッセル	同上	女	54	
15	英	トーマス・（デヴィット）・ライト	横浜市中区山手町 124	男	73	
16	英	アンニーズ・ヤーメン	不明	女	62	
17	英	イザベラ・ホールデン	不明	女	60	
18	米	アリス・キルドイル	横浜市中区本牧荒井 23	女	44	
19	米	エル・ニートマン	横浜市中区三ノ谷 78	男	71	家族1あり
20	米	エレオノラ・ラフィン	横浜市中区山手町 120	女	不明	
21	米	ジェニファー・マイヤス	不明	女	25	21、22姉妹
22	米	アンナ・マイヤス	不明	女	23	
23	蘭	エリザベス・ドンカーカーチス	不明	女	67	23、24姉妹
24	蘭	トミコリ・ドンカーカーチス	不明	女	63	
25	蘭	ヨハネ・カースト	不明	男	71	
26	ギリ	エカテリナ・ヒトポリス	横浜市中区山手町 184	女	28	26、27母子
27	ギリ	グレゴリー・ヒトポロス	同上	男	3	
28	ノル	フレドリック・オールセン	不明	男	77	

* 『外事月報』とGHQ資料により作成。

* 備考欄 印は『外事月報』等により開戦時に家族が敵国人として抑留または検挙されたことが推定される人物を示す。

* 住所欄の不明者は、GHQ資料のみに記載があり『外事月報』に掲載されていない人物。

* 年齢は1945年9月の時点のもの。年齢欄の不明者は、外事月報のみに記載がありGHQ資料に記載されていない人物。